

雇用保険三事業助成金 平成18年度の整理表(案)

資料1-3

平成17年度雇用保険三事業助成金(24本)

平成18年度雇用保険三事業助成金(20本)

要綱

	各種給付金名
1	中小企業人材確保支援助成金
2	介護雇用管理支援助成金
3	地域雇用開発促進助成金
4	雇用調整助成金
5	労働移動支援助成金
6	キャリア形成促進助成金
7	職場適応訓練委託費
8	広域団体認定訓練助成金
9	育児・介護雇用安定等助成金
10	介護福祉助成金
11	特定求職者雇用開発助成金
12	試行雇用奨励金
13	継続雇用定着促進助成金
14	障害者雇用継続助成金
15	通年雇用奨励金
16	冬期雇用安定奨励金
17	冬期技能講習助成給付金
18	自立就業支援助成金
19	建設雇用改善助成金
20	看護師等雇用管理研修助成金
21	短時間労働者雇用管理改善等助成金
22	小規模事業被保険者福祉助成金
23	勤労者財産形成促進助成金
24	中小企業財形共同化支援事業助成金

(内容見直し・統合)

(内容見直し)

(内容見直し)

(内容見直し)

(内容見直し)

(内容見直し)

(内容見直し)

(内容見直し)

(内容見直し)

	各種給付金名
①	人材確保等支援助成金
2	地域雇用開発促進助成金
3	雇用調整助成金
④	労働移動支援助成金
5	キャリア形成促進助成金
6	職場適応訓練委託費
7	広域団体認定訓練助成金
8	育児・介護雇用安定等助成金
9	介護福祉助成金
10	特定求職者雇用開発助成金
⑪	試行雇用奨励金
⑫	継続雇用定着促進助成金
	廃止(納付金により措置(17.10.1~))
13	通年雇用奨励金
14	冬期雇用安定奨励金
15	冬期技能講習助成給付金
⑬	自立就業支援助成金
17	短時間労働者雇用管理改善等助成金
⑮	小規模事業被保険者福祉助成金
19	勤労者財産形成促進助成金
20	中小企業財形共同化支援事業助成金

第一・八

第一・三

能開分科会で議論

均等分科会で議論

第一・六

第一・四

第一・五

均等分科会で議論

第一・十

人材確保等支援助成金の創設等

平成17年度 (百万円)	
助 成 金 名	17予算額
中小企業人材確保支援助成金	19,454
中小企業雇用管理改善助成金	953
(事業概要) 中小企業における雇用管理の改善を図るため、職業相談室の設置・整備に要した費用の1/2又は職業相談者の配置に要した費用1年分に相当する額の1/3を助成。	
中小企業基盤人材確保助成金	16,618
(事業概要) 中小企業における雇用機会の創出を図るため、新分野進出等に伴い基盤人材を新たに雇い入れた場合、1人当たり140万円(基盤人材の雇入れに伴い雇入れられた一般労働者1人当たり30万円)を助成。	
中小企業人材確保推進事業助成金	1,883
(事業概要) 事業協同組合等の構成員たる中小企業者の雇用管理の改善を図るため、雇用管理の改善に関する調査研究等の事業を行った組合等に対して要した経費の2/3相当額を助成。	
介護雇用管理支援助成金	6,094
介護基盤人材確保助成金	5,797
(事業概要) 介護分野における新サービスの提供等に伴い雇用管理の改善等において中核的な役割を担う特定労働者(社会福祉士等の資格を有し、1年以上の実務経験を有する者)を雇い入れた場合に賃金の一部を助成。	
介護雇用管理助成金	190
(事業概要) 介護分野における新サービスの提供等に伴い雇用管理改善事業(就業規則・賃金規程などの諸規程の整備、健康診断の実施など)を実施した場合に経費の一部を助成。	
介護能力開発給付金	107
(事業概要) 介護分野における新サービスの提供等に伴い新たに雇い入れた労働者等に対して教育訓練等を受けさせた場合及び有給教育訓練休暇の付与を行う場合に、その経費及び対象期間中の賃金の一部を助成。	

建設雇用改善助成金	4,966
建設教育訓練助成金(建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金を除く)	2,906
(事業概要) 中小建設事業主等が職業訓練及び技能実習を行う場合の経費、職業訓練法人等が野田場職種に係る職業訓練の推進のための活動や職業訓練施設の設置整備等を行う場合等の経費等の一部を助成。	
建設教育訓練助成金(建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金)	321
(事業概要) 建設業における新規・成長分野に係る事業について、教育訓練を雇用する建設労働者に受けさせた建設事業主に対し経費の一部を助成。	
雇用管理研修等助成金	51
(事業概要) 中小建設事業主等が、雇用管理責任者等に労働者の雇用管理に関して必要な知識を習得させるための雇用管理研修等を行う場合に経費の一部を助成。	
福利厚生助成金	113
(事業概要) 中小建設事業主等が作業員宿舎、食堂・休憩室等の現場福利施設等の整備改善及び期間雇用の建設労働者に健康診断を受診させた場合に経費の一部を助成。	
雇用改善推進事業助成金(建設業需給調整機能強化促進助成金を除く)	1,410
(事業概要) 中小建設事業主の団体等が、建設労働者の雇用管理の改善に関する目標値を設定し、当該目標値を達成するため、傘下事業主等を対象に諸事業を行う場合に経費の一部を助成。	
雇用改善推進事業助成金(建設業需給調整機能強化促進助成金)	165
(事業概要) 中小建設事業主団体が、離職を余儀なくされる建設労働者等を対象に無料の職業紹介事業等を実施しようとする場合に初期経費の一部を助	

看護師等雇用管理研修助成金	15
(事業概要) 病院等において雇用管理の責任者に雇用管理の改善に必要な情報・知識等を習得するための研修を受講させた場合に一定額を助成。	

(合 計) 30,529

平成18年度(予定) (百万円)	
助 成 金 名	18予算額
人材確保等支援助成金	13,688
(廃止)	
中小企業職業相談委託助成金(新規)	110
(事業概要) ○実績が出ていない中小企業雇用管理改善助成金を廃止し、特にニーズが高いと見込まれるメンタルヘルズ相談を新たに含めた職業相談業務を外部の専門機関等に委託した場合、当該委託に要した費用の一部を助成。	
中小企業基盤人材確保助成金	4,473
(見直し概要) ○雇用機会増大促進地域における助成額を引き上げ(基盤人材1人当たり140万円→210万円、基盤人材の雇入れに伴う一般労働者1人当たり30万円→40万円)。	
中小企業人材確保推進事業助成金	1,932
介護基盤人材確保助成金	6,295
(見直し概要) ○一般労働者の雇入れに対する助成を廃止。 ○特定労働者への助成対象人数の上限を5人から3人にするともに、助成対象期間を1年から6月に短縮。 ○雇用管理責任者の選任と当該責任者の氏名の事業所での明示を助成要件に追加。	
介護雇用管理助成金	191
(見直し概要) ○介護能力開発給付金を廃止し、キャリア・コンサルティングへの助成以外のものについて介護雇用管理助成金へ統合。 ○雇用管理責任者の選任と当該責任者の氏名の事業所での明示を助成要件に追加。 ○健康診断の制度を初めて導入した事業主について助成率を2/3(通常1/2)とする。 ○登録型ヘルパー等を1人以上常用雇用し、同時に支給事由に合致する雇用管理改善措置を行った場合に助成率を2/3とする。 ○雇用増要件の廃止	
(廃止)	

建設教育訓練助成金(建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金を除く)	3,538
(見直し概要) ○受講援助(旅費の1/2)の上限額を撤廃(現行2万円)。 ○建設事業主団体等が教育訓練を実施する場合の支給限度額の引上げ(13万円→20万円)。	
(廃止)	
雇用管理研修等助成金	61
福利厚生助成金	128
雇用改善推進事業助成金(建設業需給調整機能強化促進助成金を除く)	1,307
(見直し概要) ○「若年労働者の採用を促進するための助言等の事業」及び「高齢者の活躍を促進するための助言等の事業」の助成率及び限度額を引き上げ。	
雇用改善推進事業助成金(建設業需給調整機能強化促進助成金)	111

看護師等雇用管理研修助成金	15
---------------	----

(合 計) 13,688

労働移動支援助成金の見直し

平成17年度		平成18年度(予定)	
助 成 金 名		助 成 金 名	
17'予算額		18'予定額	
労働移動支援助成金		労働移動支援助成金	
5,209		1,419	
求職活動等支援給付金		求職活動等支援給付金	
3,668		572	
(事業概要) 再就職援助計画等の対象被保険者に、通常賃金の額以上の額を支払って求職活動等のための休暇を与える事業主に、当該被保険者1人1日当たり4,000円(教育訓練費用を全額負担した場合は1,000円加算。1人当たり30日分を限度)、再就職相談室の設置、求人開拓員等の配置を行い、職業相談や求人開拓を行う事業主に、当該事業に要する費用の1/4(75万円を限度)(中小企業事業主は1/3(100万円を限度))を支給。		(見直し概要) ○再就職援助計画等の対象被保険者に対し、その再就職先となり得る職場体験講習を受けさせた場合には、講習1日当たり4千円に加え、講習先を開拓した場合は職場体験講習受講対象者1人当たり2万円を支給。 ○新規・成長15分野の事業を行う事業所を職場体験講習先として開拓した場合には、職場体験講習受講対象者1人当たり2万円の上乗せを実施。 ○職場体験講習で受け入れた再就職援助計画対象者等を、当該対象者の離職から1か月以内に雇い入れた事業主に対し、対象者1人当たり10万円を支給。 ○教育訓練及び再就職相談室の設置等に係る助成を廃止。	
再就職支援給付金		再就職支援給付金	
603		593	
(事業概要) 再就職援助計画等の対象被保険者について、その再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者に費用を負担して委託し、当該被保険者の離職日から3か月以内に再就職を実現した事業主に、当該委託に要する費用の1/4(1人当たり30万円を限度)(中小企業事業主は1/3(1人当たり40万円を限度))の額を支給。		(見直し概要) ○45歳以上の対象者の再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者に委託する場合、離職から再就職までの期間要件を3か月から5か月に緩和。 ○送出事業主が、再就職支援会社との委託契約上、「当該会社が、新規・成長15分野の事業主の事業所への再就職の実現に努める」旨明記し、実際の再就職先が新規・成長分野であった場合には、10万円の上乗せを実施。	
定着講習支援給付金		定着講習支援給付金	
567		75	
(事業概要) 再就職援助計画等に係る対象労働者をその離職日から3か月以内に雇い入れ、その従事する職務に必要な知識又は技能を習得させるための1週間以上の講習(Off-JT及びOJT)を実施した事業主に、講習期間2週間以上の場合当該講習を受けた労働者1人当たり10万円、講習期間1週間以上2週間未満の場合当該講習を受けた労働者1人当たり5万円を支給。		(見直し概要) ○45歳以上の対象者については、離職から再就職までの期間要件を3か月から5か月に緩和。 ○定着講習の実施期間に係る要件について、現行の「1週間」及び「2週間」をそれぞれ「20時間」及び「40時間」に変更。	
建設業労働移動円滑化支援助成金		建設業労働移動円滑化支援助成金	
371		179	
建設業新規・成長分野定着促進給付金		建設業新規・成長分野定着促進給付金	
150		84	
(事業概要) 離職を余儀なくされた建設業関連の技術・技能等を有する建設労働者を雇い入れ、職務に必要な知識等を習得させるための講習を実施した新規・成長分野の事業を単独又は共同で行う中小建設事業主に対し一定額を助成。			
建設業労働移動支援能力開発給付金		(廃止)	
221			
(事業概要) 中小建設企業事業主に雇用されている又は雇用されていた労働者に対し、再就職等を容易にするための講習、情報提供及び相談等を行った中小建設企業事業主の団体等に対し経費の一部を助成。また、当該相談等を労働者に有給で受けさせた中小建設企業事業主に対して賞金の一部を助成。			
建設業新分野雇用創出給付金		建設業新分野雇用創出給付金	
—		95	
(事業概要) 実施計画の認定を受けた建設事業主団体が、自ら新分野の事業を創出し、構成事業主の建設労働者を継続して雇用する労働者として雇い入れた場合に、経費の一部を助成(事業の開始に要した費用及び対象労働者の人数により助成額を決定(25万円～500万円))。			

キャリア形成促進助成金の見直し

平成17年度		平成18年度(予定)	
助 成 金 名		助 成 金 名	
17'予算額		18'予定額	
キャリア形成促進助成金		キャリア形成促進助成金	
7,739		6,865	
訓練給付金		訓練給付金	
7,366		6,579	
(事業概要) 事業主が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員に職業訓練を受けさせた場合、訓練に要した費用(経費及び賃金)の一部を助成。		(見直し概要) ○賃金助成について、1日単位から時間単位で助成。 ○経費助成について、支給上限額を引き上げ(5万円→10万円(訓練時間300時間以上)、5万円→20万円(訓練期間600時間以上))。	
職業能力開発休暇給付金		(廃止)	
17		0	
(事業概要) 事業主が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員に教育訓練、職業能力評価又はキャリア・コンサルティングを受けさせるために休暇を与えた場合、訓練等に要した費用(経費及び賃金)の一部を助成。			
長期教育訓練休暇制度導入奨励金		(廃止)	
3		0	
(事業概要) 事業主が、長期教育訓練休暇制度等を導入し、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員に当該休暇を付与した場合、制度導入及び休暇取得者の発生に対し奨励金を支給。			
職業能力評価推進給付金		職業能力評価推進給付金	
69		82	
(事業概要) 事業主が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員に一定の資格試験等を受けさせた場合、受験に要した費用(経費及び賃金)の一部を助成。		(見直し概要) ○賃金助成について、1日単位から時間単位で助成。	
キャリア・コンサルティング推進給付金		キャリア・コンサルティング推進給付金	
34		5	
(事業概要) 事業主が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員に外部委託又は企業内にキャリア・コンサルタントを配置して一定のキャリア・コンサルティングを受けさせた場合、キャリア・コンサルティングに要した費用の一部を助成又は企業内キャリア・コンサルタントの配置に対し一定額を支給。		(見直し概要) ○時間単位による賃金助成を追加。	
中小企業雇用創出等能力開発助成金		中小企業雇用創出等能力開発助成金	
110		56	
(事業概要) 中小企業労働力確保法に基づく改善計画の認定を受けた事業主が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員に職業訓練を受けさせ又は職業能力開発休暇を付与する場合、訓練及び職業能力開発休暇の付与に伴い要した費用の一部を助成。		(見直し概要) ○ものづくり基盤技術の技能継承を図るための訓練を実施する中小企業主に対して支給要件を緩和(例:技能継承に係る外部コンサルタント等への相談に要する経費の一部を助成、定年退職者等を活用したOJTを実施する場合に講師謝金の一部を助成等)。	
地域人材高度化能力開発助成金		地域人材高度化能力開発助成金	
141		102	
(事業概要) 地域雇用開発促進法の規定に該当する一定の地域内に所在する事業主が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員に職業訓練を受けさせ又は職業能力開発休暇を付与する場合、訓練及び職業能力開発休暇の付与に伴い要した費用の一部を助成。		(見直し概要) ○賃金助成について、1日単位から時間単位で助成。	
		職業能力開発支援促進給付金(新規)	
		41	
		(事業概要) 事業主が、労働者が自発的に行う職業能力開発を支援する制度を導入し支援を行った場合に賃金及びかかった経費等の一部を助成。	

育児・介護雇用安定等助成金の見直し

平成17年度		(百万円)
助 成 金 名	17'予算額	
育児・介護雇用安定等助成金	2,314	
育児休業代替要員確保等助成金	431	
(事業概要) 育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた事業主に支給。		
育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金	252	
(事業概要) 育児休業又は介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、これらの労働者の能力の開発及び向上を図るため、職場復帰プログラムを実施した事業主・事業主団体に支給。		
育児両立支援奨励金	113	
(事業概要) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる制度(育児休業に準ずる制度、短時間勤務制度、フレックスタイム制度、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの制度、又は所定外労働をさせない制度)を、新たに就業規則等に規定し、3歳以上小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、これらの制度を利用した場合に、事業主に支給。		
育児・介護費用助成金	631	
(事業概要) 労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部について、補助等を行う旨を就業規則等に規定し、実際に費用補助等を行った事業主に、その補助等の額の一定割合を助成。		
事業所内託児施設助成金	787	
(事業概要) 労働者のための託児施設を事業所内(労働者の通勤経路又はその近接地域を含む)に設置、運営及び増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成。 また、保育遊具等購入費用の一部についても助成。		
男性労働者育児参加促進給付金	100	
(事業概要) 男性の育児休業取得を促進するなど、男性の育児参加を可能とするような職場作りに向けたモデル的な取組を行う事業主に、一定額を支給。		

平成18年度(予定)		(百万円)
助 成 金 名	18'予定額	
育児・介護雇用安定等助成金	3,463	
中小企業子育て支援助成金(新規)	1,181	
(事業概要) 育児休業者が初めて出た中小企業事業主(100人以下)に対し1人目100万円、2人目60万円を支給する等の助成措置を行う。		
両立支援レベルアップ助成金	2,282	
代替要員確保コース	220	
休業中能力アップコース	284	
(見直しの概要) ○プログラム基本計画の認定の廃止。 ○現在の講習プログラムと情報提供をセットで実施した場合に加算。		
子育て期の柔軟な働き方支援コース	141	
(見直しの概要) ○育児休業に準ずる制度及び短時間勤務制度について支給額を引き上げ(中小企業40万円→50万円、大企業30万円→40万円)。		
ベビーシッター費用等補助コース	620	
事業所内託児施設設置・運営コース	917	
男性育児参加促進コース	100	

試行雇用奨励金の見直し

平成17年度

(百万円)

助 成 金 名	17'予算額
試行雇用奨励金	11,139
中高年齢者試行雇用奨励金	3,000
(事業概要) 離職後一定期間(3か月)経過するまでの間に再就職の実現が困難であった者で、速やかな再就職を促進することが特に必要であると公共職業安定所長が認める中高年齢求職者(45歳以上65歳未満の者)を一定期間(原則3か月)試行雇用として雇い入れた事業主に、試行雇用奨励金(1か月1人当たり5万円)を支給する(最大3か月)。	

平成18年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	18'予定額
試行雇用奨励金	9,632
中高年齢者試行雇用奨励金	840
(見直し概要) 離職後、一定期間(3か月)経過するまでの間、試行雇用の対象者としていないとする要件を廃止する。	

継続雇用定着促進助成金の見直し

平成17年度

(百万円)

助 成 金 名	17'予算額
継続雇用定着促進助成金	45,383
継続雇用制度奨励金(第Ⅰ種)	42,820
(事業概要) ○61歳以上の定年の引上げ又は希望者全員の継続雇用制度の導入等を行った事業主に対して助成する。 ○最大5回の分割支給。 ○制度の内容、引上げ年数及び企業規模に応じて、30万円～300万円を最大5回支給する。 ○短時間労働を希望でき、かつ、賃金その他の労働条件が同様である制度を導入した場合の加算措置として、企業規模に応じて、10万円～100万円支給する。	
多数継続雇用助成金(第Ⅱ種)	2,563
(事業概要) 継続雇用制度奨励金を受給した事業主で、60歳以上65歳未満の被保険者の雇用割合が15%を超える事業主に対して助成する。	

平成18年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	18'予定額
継続雇用定着促進助成金	45,167
継続雇用制度奨励金(第Ⅰ種)	43,208
(見直し概要) ○65歳以上の定年引上げ又は希望者全員の継続雇用制度の導入等を行った事業主に対して助成する。 ○支給回数を1回とする。 ○制度の内容、引上げ年数及び企業規模に応じて、15万円～300万円を支給する。 ○短時間労働を希望でき、かつ、賃金その他の労働条件が同様である制度を導入した場合の加算措置として、企業規模に応じて、5万円～40万円支給する。	
多数継続雇用助成金(第Ⅱ種)	1,919
(見直し概要) 継続雇用制度奨励金を受給した事業主で、義務化対象年齢(平成18年度は62歳、平成19年度～平成21年度は63歳、平成22年度～平成24年度は64歳をいう。以下同じ。)以上65歳未満の被保険者の雇用割合が15%を超える事業主に対して助成する。	
雇用確保措置導入支援助成金(新規)	40
(事業概要) ○支給要件 ・ 義務化対象年齢を超える定年の引上げ又は継続雇用制度の導入等を行ったこと。 ・ 上記措置を講じた日から1年以内に、55歳以上65歳未満の被保険者に対し、雇用機会の確保や職業生活の充実等に資する研修等を、当該事業主以外の事業主等に委託して実施したこと。 ○支給額 研修等の実施に要した費用の4分の1(ただし、1人当たり5万円を上限とし、最大5百万円まで)	

自立就業支援助成金の見直し

平成17年度

(百万円)

助 成 金 名	17'予算額
自立就業支援助成金	11,987
受給資格者創業支援助成金	5,987
(事業概要) 雇用保険の受給資格者が創業し、創業後1年以内に継続して雇用する労働者を雇い入れ、雇用保険の適用事業の事業主となった場合に、創業に要した費用の一部を助成。	
高年齢者等共同就業機会創出助成金	6,000
(事業概要) 就業機会の確保が困難である45歳以上の高年齢者等3人以上が、共同して新たに法人を設立し労働者を雇い入れ、継続的雇用機会を自ら創出する場合に、事業開始に係る経費の一部を助成。	

平成18年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	18'予定額
自立就業支援助成金	7,986
受給資格者創業支援助成金	4,002
(見直し概要) ○雇用保険の受給資格者が雇用機会増大促進地域において創業した場合、助成率及び上限額を引き上げ(助成率1/3→1/2、上限額200万円→300万円)。また、当該創業が、居住地からの移転を伴う場合には移転費用の一部を助成。	
高年齢者等共同就業機会創出助成金	3,384
子育て女性起業支援助成金(新規)	600
(事業概要) 有効求人倍率が全国平均を下回る都道府県に住所を有しており、雇用保険の被保険者であった期間が5年以上あり、かつ、12歳以下の子を有する女性が起業した場合に、起業経費及び事業運営経費の一部(助成率1/3、上限額200万円)を助成。	

短時間労働者雇用管理改善等助成金の見直し

平成17年度

(百万円)

助 成 金 名	17'予算額
短時間労働者雇用管理改善等助成金	224
事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金	187
(事業概要) パートタイム労働者の雇用管理の改善等を図るための計画を作成し、認定を受けた事業主団体が、労働条件の適正化及び雇用管理の改善に関する情報提供、講習の実施等の事業等を実施した場合に一定額を助成。	
中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金	37
(事業概要) パートタイム労働者の雇用管理の改善等を図るための計画を作成し、認定を受けた中小企業事業主が、雇用するパートタイム労働者に一定の雇用管理面での改善を図る等、他の事業主の模範となる取組を実施した場合に一定額を助成。	

平成18年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	18'予定額
短時間労働者雇用管理改善等助成金	102
(見直し概要) ○全面的に内容変更。 ・パートタイム労働者の評価・資格制度を設けて適正な評価を受けたパートタイム労働者が1名出た場合及びパートタイム労働者と正社員と共通の評価・資格制度等を設けて適正な評価を受けたパートタイム労働者が1名出た場合に一定額を助成。 ・パートタイム労働者から正社員への転換制度を設けて転換者が1名出た場合及び短時間正社員制度を設けて対象者が1名出た場合に一定額を助成。 ・通常の労働者との均衡を考慮して教育訓練等をパートタイム労働者について延べ30名以上実施した場合等に一定額を助成。	

→ (廃止)

→ (廃止)

小規模事業被保険者福祉助成金の見直し

平成17年度		(百万円)	平成18年度(予定)		(百万円)
助 成 金 名		17'予算額	助 成 金 名		18'予定額
小規模事業被保険者福祉助成金		1,455	小規模事業被保険者福祉助成金		1,380
(事業概要) 小規模事業の事業主の委託を受けて、その雇用する労働者に係る雇用保険の被保険者に関する事務の処理を行う労働保険事務組合に対し、受託数に応じた助成金を支給。			(見直し概要) 雇用保険の被保険者に関する事務の委託を受けている小規模事業の数が一定以上の労働保険事務組合に対し一定額を助成するとともに、新規に小規模事業の委託を受けた数に応じ一定額を助成。		